



概要版

第2次きたひろしま 男女共同参画プラン

2011 - 2020



北 広 島 市

▶ プラン策定の背景

北広島市では、平成13年に「きたひろしま男女平等参画プラン（平成14年度～平成22年度）」を策定し、男女が互いに尊重し、性別に関りなく個性と能力が発揮できる社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

しかしながら、男女共同参画を取り巻く環境は少しずつ変化しているものの、まだ道半ばの状況にあり、未だ固定的な性別役割分担意識は残り、また、少子高齢化の進行や家族や地域社会の変化等に伴う課題への対応が求められています。このことから、引き続き男女共同参画を推進するため、「第2次きたひろしま男女共同参画プラン」を策定します。

▶ プラン策定の基本的な考え方

1 計画の性格

「男女共同参画社会基本法（第14条）」に基づく計画として、北広島市における男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本計画市の総合計画を推進していくための個別計画「きたひろしま男女平等参画プラン」（平成14年度～平成22年度）を引き継ぐプラン

2 計画の期間

平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）の10ヶ年とします。なお、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを検討していきます。

3 基本理念

国の「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、次の基本理念のもと、人権が尊重され、性別に関りなく、共に個性と能力が発揮できる社会を築いていくことを目指します。

1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじると共に、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できるよう配慮されること。

2．社会における制度または慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう配慮されること。

3．政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定の場に共同して参画できる機会が確保されるよう配慮されること。

4．家庭生活とその他の活動の両立

男女がお互いに協力して家庭を築き、共に仕事や地域活動等さまざまな活動の両立ができるよう配慮されること。

5．性に対する理解と尊重

男女がお互いの性に関する理解を深め、性に対する個人の意思が尊重されると共に、性と生殖に関する健康と権利が生涯にわたって尊重されること。

6．国際社会における取り組みへの配慮

他の国や国際機関の男女共同参画の取り組み等を踏まえながら、男女共同参画社会の形成が行われるよう配慮されること。

北広島市が目指す男女共同参画社会とは、
次のようなまちの実現です。

家庭では

家族みんなの助け合い

子育てや介護、家事も男女の別なく、家族みんなが協力しあい、喜びも責任も分かち合っています。

職場では

働く男女は対等なパートナー

男女の格差がなく、多様な人材が活躍し、個性や能力が発揮されています。男女が仕事と家庭とのバランスを考え、仕事も個人生活も充実しています。

地域では

地域活動は誰もが参画

地域での子育て支援や、まちづくりや防犯活動等、いろいろな分野にわたる地域活動に、性別や年齢に関係なく誰もが参画し、住みよい、魅力あるまちづくりが行われています。

学校では

ひとりひとりの個性や夢を大切に

性別にとらわれず、人権を尊重する教育がすすめられ、自分らしさを大切に、お互いの個性を尊重していく子どもたちが育っています。

男女共同参画社会とは「男女共同参画社会基本法第2条」では、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会と定義づけられています。

4 基本目標

1．男女共同参画の実現に向けた意識の変革

男女共同参画意識づくりの推進
男女共同参画の視点に立った学習の場づくりの推進
生涯にわたる心身の健康づくりの推進
国際社会に対する理解の推進

2．社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画拡大
家庭や地域における男女共同参画の推進

3．豊かな暮らしを育む「仕事と生活の調和」が実現できる環境の整備

就労環境の整備
子育て支援の充実
高齢者等の自立と介護の社会的支援の充実

4．あらゆる暴力根絶への取り組み

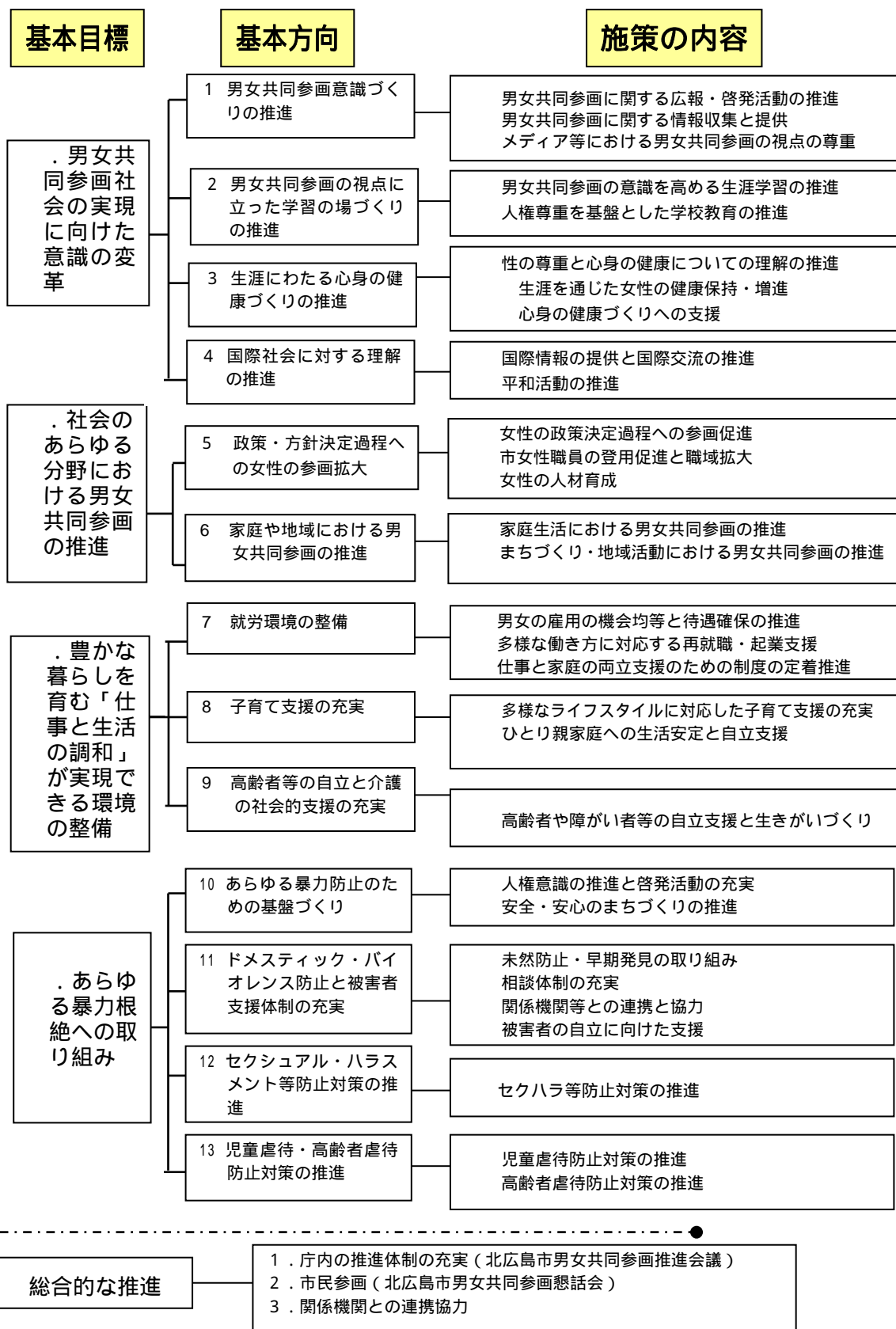
あらゆる暴力防止のための基盤づくり
ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援体制の充実
セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進
児童虐待・高齢者虐待防止対策の推進



5

施策体系

男女共同参画社会の実現を目指して



▶ 計画の内容

基本目標 1

男女共同参画の実現に向けた意識の変革

固定的な性別役割分担意識とは
「男は仕事、女は家庭」といった、性別を理由として、役割を固定的に分けることを言います。

市民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、固定的な性別役割分担意識を解消するため、広報啓発活動を推進します。

男女共同参画に視点に立った学習機会や、次代を担う子どもたちを育てるため、個性を重視しお互いを認め合う教育を推進します。

男女が生涯にわたり健やかで心豊かに生きていくことが社会の基本です。特に女性は、妊娠、出産における健康上の課題があり、それぞれの性差に対する理解を広げ、ライフステージにあった健康保持・増進対策を推進します。

男女共同参画の取り組みは、日本だけではなく世界的な規模で進められています。国際動向について理解を広げていくため交流事業や平和事業を推進します。

▶ 平等と感じている割合（ ）は前回（平成15年）調査の割合（-）は前回調査がない項目

回答項目	国	道	北広島市		
			全体	女性	男性
1 学校教育の中で	63.4%	51.9%	55.2% (55.2%)	51.4% (48.9%)	62.4% (65.9%)
2 家庭生活の中で	42.0%	28.3%	45.9% (40.8%)	37.5% (35.0%)	59.1% (49.4%)
3 法律や制度上で	39.5%	33.1%	37.6% (31.8%)	26.1% (23.4%)	53.0% (45.9%)
4 職場の中で	23.9%	14.9%	26.6% (20.6%)	20.6% (16.8%)	33.1% (28.2%)
5 社会全体で	20.9%	19.5%	19.3% ()	13.8% ()	26.0% ()
6 政治の場で	23.2%	17.5%	17.4% (21.1%)	11.1% (13.9%)	26.5% (32.9%)
7 社会通念・慣習で	20.2%	10.2%	16.5% (12.1%)	9.5% (7.3%)	25.4% (18.8%)

（平成20年度男女平等参画に関する市民意識調査から）

基本方向 1 男女共同参画意識づくりの推進

- (1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する情報収集の提供
- (3) メディア等における男女共同参画の視点の尊重



基本方向 2 男女共同参画の視点に立った学習の場づくりの推進

- (1) 男女共同参画の意識を高める生涯学習の推進
- (2) 人権尊重を基盤とした学校教育の推進

基本方向 3 生涯にわたる心身の健康づくりの推進

- (1) 性の尊重と心身の健康についての理解の促進
- (2) 生涯を通じた女性の健康保持・増進
- (3) 心身の健康づくりへの支援

基本方向 4 国際社会に対する理解の推進

- (1) 国際情報の提供と国際交流の推進
- (2) 平和活動の推進

* 主な施策の内容

- ・ 情報紙発行、HP掲載やパネル展開催
- ・ 男女共同参画に関する市民意識調査等の実施
- ・ 公的表現に配慮された市広報等の発行
- ・ 男女共同参画セミナーや講座等の開催
- ・ 子どもたちに人権尊重に関する学習機会の充実
- ・ 発達段階に応じた性教育の充実
- ・ 各種健診の実施
- ・ 健康づくり、体力づくり各種スポーツ・レクリエーション活動の充実
- ・ 男女共同参画関連の国際情報等の提供
- ・ 子ども大使交流事業等平和関連事業の推進

参画とは

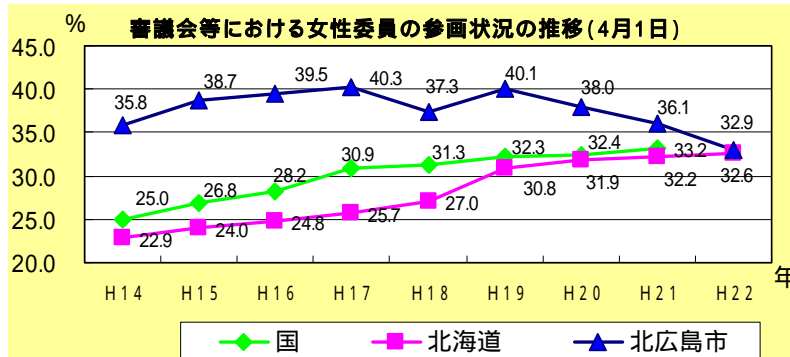
単に参加しているだけでなく積極的・主体的に、計画や仕組みを最初からつくる企画や決定に係わり意見を反映することを言います。

基本目標 2

社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

社会の様々な分野で、男女が協働して能力を発揮できるよう、政策方針決定過程への女性の参画を推進していきます。

また、男女が共に、家庭生活において家事や子育てを協力し、身近な地域活動やまちづくりに積極的に参画できるように支援していきます。



基本方向 5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- (1) 女性の政策決定過程への参画促進
- (2) 市女性職員の登用促進と職域拡大
- (3) 女性の人材育成



基本方向 6 家庭や地域における男女共同参画の推進

- (1) 家庭生活における男女共同参画の推進
- (2) まちづくり・地域活動における男女共同参画の推進



*** 主な施策の内容**

- ・ 市の各種審議会等委員への女性の登用促進
- ・ 市女性職員の登用促進と職域拡大
- ・ エンパワーメント講座等女性の学習機会の充実
- ・ 男女が共に家事や育児を担えるように情報提供等推進
- ・ 男性を対象とした家事等の生活講座の開催
- ・ NPO等公益活動団体等支援
- ・ 地域防災や防犯活動等の分野における男女共同参画の推進

あなたもできるこんな取り組み

- 個人 「男だから」「女だから」ではなく、1人ひとりの個性や多様性を尊重しましょう。
- 家庭 家族が、それぞれの個性に応じた選択ができるように応援しましょう。
- 学校 人権尊重に基づく男女共同参画の視点に立った教育を推進しましょう。
- 職場 仕事を性別によって分けていませんか？ もしそうであれば意識の解消に努め、職場内の男女共同参画に関する意識づくりに努めましょう。
- 地域 性別や年齢にとらわれず、様々な地域活動等に積極的に参加していきましょう。

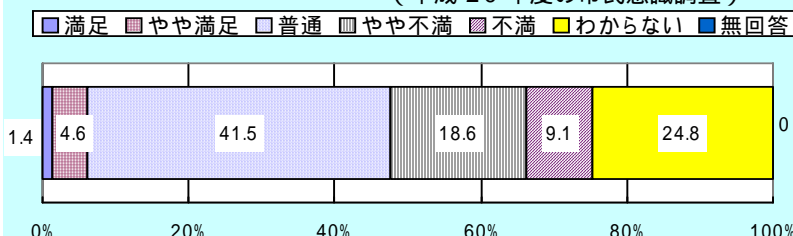
基本目標 3

豊かな暮らしを育む「仕事と生活の調和」が実現できる環境の整備

男女が共に、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重視され、仕事と家庭生活が両立しやすいよう、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実を図ります。

これからの高齢社会に対応し、高齢者や障がいのある方、そしてその家族が安心して暮らせるよう環境づくりに努めていきます。

北広島市市民アンケート調査結果から
子育てと仕事が両立可能な社会環境の充実の現状の満足度
（平成20年度の市民意識調査）



仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは

老若男女誰もが、やりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭や様々な活動においても、人生の各段階に応じ多様な生き方が選択実現できることを言います。

基本方向7 就労環境の整備

- (1) 男女の雇用の機会均等と待遇確保の推進
- (2) 多様な働き方に対応する再就職・起業支援
- (3) 仕事と家庭の両立支援のための制度の定着推進

基本方向8 子育て環境の拡充

- (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実
- (2) ひとり親家庭への生活安定と自立支援



基本方向9 高齢者等の自立と介護の社会的支援の充実

- (1) 高齢者や障がい者等の自立支援と生きがいづくり

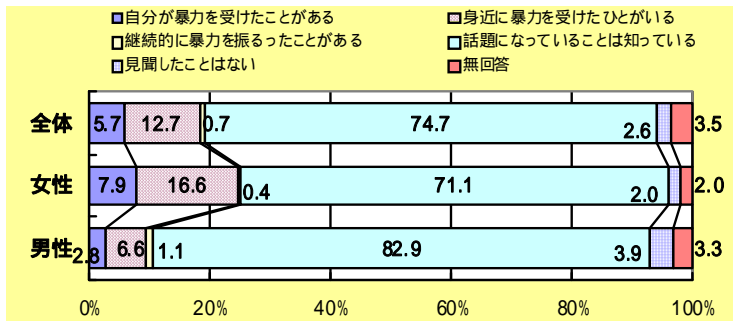


* 主な施策の内容

- ・ ハローワーク等と連携を図り男女の雇用機会の確保のため、男女雇用機会均等法等についての普及啓発、情報提供
- ・ ジョブガイド北広島等相談窓口による求人情報提供・多様な働き方に対応する起業支援情報の提供
- ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進のための広報・啓発活動
- ・ 各種保育サービス等子育て支援の充実
- ・ ひとり親家庭医療費助成事業等ひとり親家庭の生活・自立支援
- ・ 在宅介護に関する総合的な相談や、関係機関との連絡調整を行う地域包括支援センターを中心とした基盤づくりと高齢者の坂井参画支援や各種サービスの充実
- ・ 総合的な障がい者施策の推進と各種サービスの充実

基本目標 4 あらゆる暴力根絶への取り組み

男女共同参画社会推進の基本には人権尊重という理念が根底になければなりません。あらゆる暴力は、男女共同参画社会を推進するうえでの障害であり、また、重大な人権侵害である暴力の根絶に向けての広報啓発活動を推進します。



配偶者・恋人からの継続的な身体的・精神的な暴力（DV）について知っていますか？（平成20年度男女平等に関する市民意識調査結果から）

暴力では、セクシュアル・ハラスメントにみられるように、女性が被害者となることが多く、女性に対する暴力防止に向けた啓発活動の充実に努めます。

特に、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力＝DV）対応策として、若年層

からの意識啓発とともに、相談窓口周知等の広報活動、関係機関等の連携による被害者支援の充実に努めます。

DVとの関連性の高い児童虐待や高齢者虐待防止対策の推進を図ります。

北広島市の配偶者らからの暴力相談（DV相談）対応取扱い状況

年度	新規	継続	DV原因		一時保護	
			配偶者パートナー	配偶者等以外	援助センター	シェルター
17	6	2	6	2		1
18	2	1	2	1	3	
19	3		3		1	1
20	4		4		3	1
21	6	1	6	1	4	3



基本方向 10 あらゆる暴力防止のための基盤づくり

- (1) 人権意識の推進と啓発活動の充実
- (2) 安全・安心のまちづくりの推進

基本方向 11 ドメスティック・バイオレンス防止と被害者支援体制の充実

- (1) 未然防止・早期発見の取り組み
- (2) 相談体制の充実
- (3) 関係機関等との連携と協力
- (4) 被害者の自立に向けた支援

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは一般的には、配偶者等(夫や妻、恋人等)から暴力を言いますが、広く家庭内暴力を指す場合もあります。



基本方向 12 セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進

(1) セクハラ等防止対策等の推進

基本方向 13 児童虐待・高齢者虐待防止対策の推進

- (1) 児童虐待防止対策の推進
(2) 高齢者虐待防止対策の推進



*** 主な施策の内容**

- ・ 暴力の加害者にも被害者にもならないよう、人権養護委員との連携による学校や地域での人権教育、啓発活動の実施
- ・ 「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の推進等地域における防犯活動や暴力追放等犯罪や暴力を許さない環境づくりの推進
- ・ 若年層に対するデートDVなどDV防止に向けた広報啓発活動
- ・ DV等各種相談窓口の周知や被害者支援のための庁内体制整備
- ・ 職場、地域におけるセクシュアル・ハラスメント等ハラスメント防止のための啓発活動
- ・ 家庭児童相談室の運営等児童虐待等相談体制の充実と関係機関の連携充実
- ・ 高齢者虐待防止のためのネットワークの充実

あなたもできるこんな取り組み

- 個人** 暴力を見て見ぬふりをしていませんか？
被害にあっている人がいたら相談窓口を教えてください。どんな暴力でも、決して許されるものではない人権侵害であることを認識しましょう。
被害にあった場合は、1人で悩まず、相談窓口や信頼できる人に相談しましょう。
子育てに困ったときは、家族や友人、市の家庭児童相談室等相談窓口にご相談しましょう。
- 地域** DVやセクハラ、虐待などに気づいたときには、市や警察などの関係機関に連絡・通報しましょう。
- 職場** セクハラやパワハラ等に対する認識を高め、防止対策を徹底しましょう。

▶ 総合的な推進

北広島市における「男女共同参画社会」の実現に向けて、総合計画・各種計画との整合性を図り、行政はもとより市民と一体となった取り組みを行います。

1 庁内の推進体制の充実

職員の一人ひとりの男女共同参画についての理解を深め、プランの総合的、着実な推進に向け、「男女共同参画推進会議」を中心に推進していきます。

2 市民の参画と連携協力

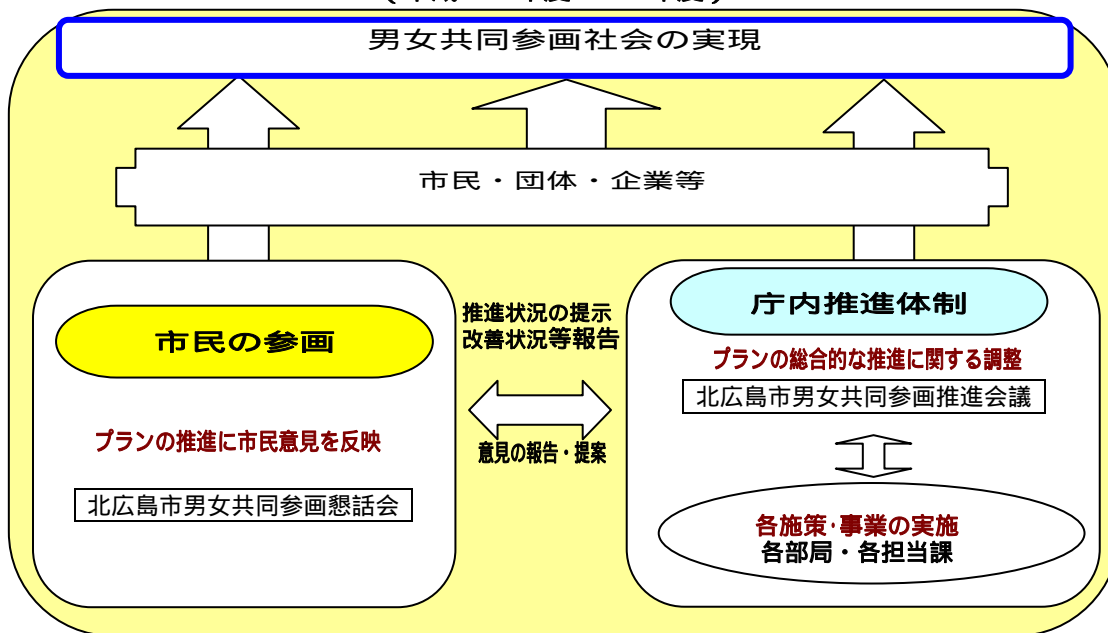
「男女共同参画懇話会」による幅広い市民意見の反映に努め、市民（個人・団体）との協力を図りながら推進に努めます。

3 関係機関との連携協力

男女共同参画の推進のため、国や道、関係機関との連携を図ります。

第2次きたひろしま男女共同参画プラン

（平成23年度～32年度）



表紙



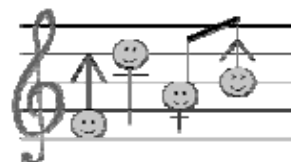
裏表紙

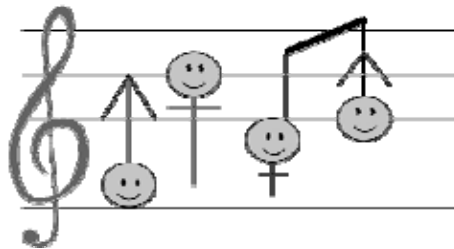
北広島市の木「カエデ」

カエデの成長が北広島市の男女共同参画に推進による市の発展を表しています。

きたひろしま男女共同参画プランのイメージデザイン

男女のそれぞれの音（個性）が社会の中で美しいメロディとなり、ハーモニーを奏でていきます。（平成18年度市民募集にて決定）





第 2 次きたひろしま男女共同参画プラン（概要版）

発行：北広島市（平成 23 年 3 月）

編集：北広島市市民環境部市民生活課

〒061-1192 北広島市中央 4 丁目 2 番地 1

TEL . 011-372-3311 FAX . 011-372-6188

市ホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>